

(株)榊建設 行動計画 (第4回)

改正された育児・介護休業法について認識を深めながら、仕事と家庭の両立を支援し、社員がよりその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 5年 8月 1日～令和 10年 7月 31日までの5年間

2.内容

目標1:子の出生時に父親が取得できる休暇制度、また、育児休業(出生時の育児休業も含む)や育児休業給付金などについて理解を深め、さらに取得しやすいよう社内環境を整えていく。

(対策)

令和5年8月～ 全ての社員が改正点等を正しく理解し、お互いに協力できるようパンフレットの活用・掲示等と共に、安全会議の場にて周知を図る。

令和5年10月～ 取得を希望するすべての社員と個別に面談の上、実情に合った柔軟な利用方法を計画し、他の社員にも協力を要請する。

目標2:子の看護休暇及び家族等の介護休暇について、時間単位での取得の利用をさらに促進できるようにする。

(対策)

令和5年8月～ 利用頻度の確認、社員個々の実態把握

令和5年9月～ 日中の時間帯の中で、いつでも時間単位での取得が可能であることを、安全会議にて再度周知。さらに取得しやすい制度とする。

目標3:前回に続き、子どもや孫に係るイベント開催時に更に有給休暇を取得しやすい環境を整備する。

(対策)

令和5年8月～ 出産、授業参観、運動会、発表会その他記念日等、予定を会社に報告してもらうよう社員に周知する。

令和5年9月～ イベント日予定と年次有給休暇取得予定を確認後、人員の調整、取得を進める。

令和6年4月～ (以後毎年4月)行事日程等の調査及び取得希望者の確認

目標4:所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施を推進しながら、対象日拡大を検討していく。

(対策)

令和5年8月～ ノー残業デー(水曜日)の順守状況を確認

令和6年4月～ (以後毎年4月)ノー残業デー設置可能時期について見直ししながら、可能であれば、ノー残業デーの拡大を目指す。

目標5:地元中学生の職場体験学習、インターンシップ等の就業体験の機会の提供

(対策)

令和5年8月～ これまでの受入体制等反省・改善、学校との連携

令和5年10月～ 受入開始、継続